

土壌汚染と法（土壌汚染は、土地所有者の責任）

神奈川県技術士会環境マネジメントセンター 木内 昭 男

1.はじめに

わが国での土壌汚染は、典型7公害の1つと呼ばれながら、大気・水・廃棄物等の関連法・規制・条例により環境改善・汚染浄化などの対策は行われてきましたが、土壌汚染対策については、平成14年(2002年)5月に土壌汚染対策法が発令されるまで法制化されていませんでした。この法律は、土壌の汚染防止法(土壌が汚染されないように、事前に特定有害物質の土壌への排出・汚染を規制)ではなく、土壌の汚染対策法(汚染された恐れのある土地の調査・措置)です。

2.土壌汚染対策法の概要

この法律は、土壌汚染が、現状、どんな状態なのか、調査して、その汚染状態を把握して、「特定有害物質による汚染により、人の健康に被害が生ずる恐れがある場合」に対しては、その土壌に対する浄化措置をとる事を骨子としています。

この法律では、土壌汚染の現状を調査し、その結果として、汚染浄化を実施する責任は、その土地の所有者に負わされています。調査費用や、浄化対策の費用は、最終的には、土地所有者の負担とされています。汚染が、たとえ、第3者によるものであっても土地所有者が、最終責任を負わされることとなります。浄化にかかる費用の一部を国が助成する仕組みもありますが、対象として、個人を想定していますので、土地所有企業は、助成を受けられず、大きな負担が発生する恐れがあります。わが国では、土壌汚染の浄化対策に関する潜在需要が、ある試算例として、13兆円に上るとも言われています。従って、工場用跡地・敷地を始め、汚染の危険のある一般用宅地等の売買・賃貸を、お考えの場合には、本法に基づいて、慎重な配慮と、事前調査が必要になります。

3.土壌汚染対策法施行規則(環境省令第29号)の概要

この法律の施行規則は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握と、汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定め、土壌汚染対策を実施して、国民の健康を保護することを目的に平成15年3月より施行されています。なお、汚染状況の調査内容及び方法は、土壌汚染対策法施行規則に定められていますが、その具体策の一部を下記致します。

特定有害物質：現在、地下水の摂取に関する健康被害防止の観点から、土壌汚染環境

基準が定められていますが、この基準にある鉛、亜鉛、砒素、トリクロロエチレン等を基本に、改めて、土壌汚染対策施行規則の政令第29号では、第1条で25項目があらためて定められました。カドミウム、6価クローム、トリア

ジン、シアン、水銀、セレン、鉛、砒素、フッ素、有機リン化合物、等の25項目が指定されましたが、それらの分解生成物も調査の対象物質とされています。

土壌汚染状況の調査：有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法による)の廃止届出の際

に、都道府県知事等から土壌汚染状況の調査指示を受けた土地の所有者は、当該土地の特定有害物質による土壌汚染の状況を、指定調査機関に調査させて、その結果を都道府県知事に報告する義務が生じます。調査に当たっての、調査対象地での調査対象物質、資料採取区画の選定・実施等は、調査実施者が、省令第29号に基づき措置する事となります。調査結果が、土壌汚染による健康被害が生ずる恐れがないか、あるか、その旨を報告して、都道府県知事の確認を受ける必要があり、恐れありの場合には、浄化措置を実施する必要があります。

土壌汚染に対する浄化措置：土壌汚染は、水質汚濁や、大気汚染とは異なり、汚染土壌から人への有害物質の暴露経路の遮断により直ちに汚染土壌の浄化を図らなくともリスクを低減できるという特質があります。このため、直接摂取(皮膚への接触、体内への吸引・嚥下等)によるリスクについては、汚染土壌の浄化以外に土地の利用状況に応じて、指定区域への立ち入り禁止、汚染土壌の覆土・舗装といった方法でも、リスクを管理する事は可能となります。又地下水等の摂取によるリスクについては、汚染土壌の浄化以外に、有害物質が地下水に溶出しないように遮断、または、封じ込め等を行う方法、あるいは、土壌は汚染されても、まだ地下水まで達していない場合、指定区域内で、地下水のモニタリングを行い、異常が発生した場合に、浄化、遮断、封じ込めを行うという、適切なリスク管理を徹底させる事も可能となります。

これらの各種浄化措置を列挙すると、次のようになります。

- a. 立ち入り禁止措置、b. 舗装措置、c. 覆土(盛土)措置、d. その他の覆い措置、
 - e. 指定区域外へ土壌入れ替え措置、f. 指定区域内土壌入れ替え措置、
 - g. 原位置封じ込め措置、h. 遮断工封じ込め措置(揮発性有機化合物を除く)
 - i. 遮水工封じ込め措置、j. 掘削除去措置、k. 原位置不溶化措置(重金属等に限る)
 - l. 不溶化埋め戻し措置、m. 原位置浄化措置
- (a~mの詳細な説明は省略します)

4.おわりに

紙面の制約から土壌汚染対策に関連する法規制の概要説明と、企業サイドから見てどのような対策を講じるべきかを要点のみ記述しました。詳細は、土壌汚染対策法と同法施行規則を参照下さるようお願いいたします。

